

20241031 製局第 2 号
国不建第 109 号
国官参建第 40 号
令和 6 年 11 月 1 日

全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿
全国生コンクリート協同組合連合会会長 殿
全国生コンクリート卸協同組合連合会会長 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
大臣官房参事官 (建設人材・資材)

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について

建設工事を円滑に施工する上で、建設資機材の需給の安定は重要であり、サプライチェーン全体での協力が不可欠です。

現在、建設資材として使用される軽量コンクリート及びその原材料である軽量骨材において、需給のひっ迫、調達困難な状況が生じております。

つきましては、貴会におかれても、下記のとおり、建設工事の円滑な施工に向けて安定供給への可能な限りのご協力をお願いしたく、会員企業に対して周知を宜しく申し上げます。

なお、別紙 1～2 のとおり、建設業者団体、主要民間団体にも周知しているほか、軽量骨材製造業界にも経済産業省から安定供給に向けた協力を依頼しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 生コンクリートメーカー及び生コンクリート販売業者においては、軽量コンクリートのサプライチェーンにおいて、軽量コンクリートが使用される工事の工期や軽量コンクリートの納品スケジュールなどに調整の必要性が生じる可能性があることを踏まえ、出荷見通しに更新があった際には情報提供を行い、可能な限り、丁寧な顧客対応に努めること。